



太宰府市で創業をお考えの方に朗報です!



太宰府市商工会

創業補助金

これから創業する方、または創業して間もない方が
事業を継続するために使用する費用の一部を補助します!

補助額

上限 **20** 万円 (対象経費の 3/4 を補助)

公募開始

2024年9月2日(月) ~ 2024年12月27日(金)

※随時受付いたしますが、予算の範囲を上回った際には、締切を早める場合があります

事業期間

交付決定後 ~ 2025年1月31日(金)

※交付決定日以降に発注し対象期間中に納品、支払が完了する必要があります

対象者

- ①創業の時期 → 事業期間内に創業される方、もしくは創業から2年以内の中小企業者
- ②商工会の支援 → 創業支援を受けている方、または事業期間内に創業支援を受けらる方
- ③所在地要件 → 太宰府市に事業所がある方、または事業期間内に太宰府市内に設置する方
(①~③すべてに該当している方。詳細は補助金交付規程でご確認ください。)

※現在、商工会へ加入されていない方も応募できます!

活用例

- 集客のための広報費 (看板やチラシや HP 制作等)
- 業務で必要な機械 (業務用オーブン等) ● 外注費 (店舗内装等)

■お問合せ先: 太宰府市商工会

■住所: 太宰府市観世音寺 1-2-1

■TEL: 092-922-4345

対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1)創業日より2年以内に申請する、もしくは当該年度の1月末までに太宰府市内で事業を開始する個人および法人（中小業企業者に限る）
- (2)太宰府市、その他市町村での市税の滞納がないこと。
- (3)太宰府市が発行する「特定創業支援事業を受けたことの証明書」（※注釈1）をもつ方
もしくは、事業期間終了までに「特定創業支援事業を受けたことの証明書」を取得する予定の方。

注釈1:上記の証明書は太宰府市商工会で開催された「創業塾」または「ワンストップ個別経営指導」の終了証書をもつ方が太宰府市に証明書の発行を依頼する事で取得できる。

- (4)商工会指導のもと、補助事業を令和7年1月末までに完了することができる方。
- (5)この補助金を活用した事がない方。
- (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っていないこと。
- (7)暴力団などとの関係がないこと。

申請から交付までの流れ

- ①申請する 補助金申請書を作成し商工会へ申請します。
- ②審査する 商工会は書類チェック後、審査会にかけます。
- ③決定する 審査後、採択者に交付決定通知書が届きます。
- ④事業の実施 交付された内容で事業開始。1月31日までに事業完了。
- ⑤報告する 商工会へ事業報告書を提出。審査会で内容を確認します。
- ⑥補助金の交付 補助金額が確定。商工会より補助金額をお振込みします。
(2月下旬～3月上旬頃を予定)

申請に必要な書類

- (1)補助金交付申請書一式
- (2)事業所所在地の確認ができるもの（法人については全部事項証明書）
- (3)開業届の写し（法人については全部事項証明書）
- (4)市税に滞納のないことの証明
- (5)太宰府市が発行する「特定創業支援事業をうけたことの証明書」
- (6)その他商工会長が必要と認める書類

詳しい内容は、太宰府市商工会までお問合せください。